

各 (都道府県
保健所設置市
特別区) 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



風しんの任意の予防接種の取扱いについて (協力依頼)

昨年からの風しん患者の増加については、「風しん患者の地域的な増加について」(平成24年5月25日付事務連絡)、「風しん対策の更なる徹底について」(平成24年7月19日付健感発0719第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)及び「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について」(平成25年1月29日付健感発0129第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。平成25年2月26日一部改正)に基づき、対策をお願いしたところです。

風しんの任意の予防接種の接種者数については、例年、年間30万回程度(推計)で推移していましたが、本年5月は、月間約32万回(推計)と急激に増加しています。厚生労働省としては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定による予防接種(以下「定期接種」という。)で主に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(以下「MRワクチン」という。)の製造販売業者に対して予定前倒しの出荷及び増産の対応をお願いしているところですが、現在の接種者数の水準がこのまま続いた場合、今夏以降にMRワクチンが一時的に不足することが懸念される状況となっています。

そのため、厚生労働省においては、安定供給の目途がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、妊婦の周囲の方、及び妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方で、抗体価が十分であると確認できた方以外の方が優先して接種を実施できるよう、ホームページ等において情報提供と協力依頼を行う予定であり、貴職におかれては、その旨ご承知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関に対し、周知方よろしく申し上げます。

また、MRワクチンの安定供給のためには、特定の医療機関に偏ることなく、各医療機関に適切な量が提供されることが必要であることから、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただくよう、関係医療機関に対し併せて協力依頼をお願いします。

(参考)

1. 平成25年度の供給見込み(順次出荷するため、月毎の出荷量には限りあり。)

MRワクチン: 約430万本(うち、定期接種として約210万本の使用を想定。年度当初見込みより)

約 70 万本追加)

風しん単独ワクチン：約 24.5 万本（年度当初予定より約 7 万本追加）

2. 本年 4、5 月の推計接種回数（MR ワクチン及び風しん単独ワクチンの合計）

	4 月	5 月
定期接種	約 45 万回	約 17 万回
任意接種	約 9 万回	約 32 万回
計	約 54 万回	計 49 万回

3. 本年 6 月以降の製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者における任意接種者数別風しんワクチン（MR 及び風しん単独）在庫シミュレーション（平成 25 年 6 月 14 日時点）

任意接種回数	6 月末	7 月末	8 月末	9 月末
20 万回/月	838, 201 本	588, 600 本	418, 251 本	581, 704 本
25 万回/月	788, 201 本	488, 600 本	268, 251 本	381, 704 本
30 万回/月	738, 201 本	388, 600 本	118, 251 本	181, 704 本
35 万回/月	688, 201 本	288, 600 本	-31, 749 本	-18, 296 本

（※） 2、3 については、平成 22～23 年度の定期接種実施者数・製造販売業者の出荷実績、平成 25 年 5 月末時点での製造販売業者、販売業者、卸売販売業者の在庫数及び出荷実績並びに平成 25 年 6 月時点での製造販売業者の出荷計画に基づき推計